平成２２年（フ）第１３１号
岐阜県各務原市緑苑東２丁目２番地１緑苑東31棟405
債務者　河原木綾巳
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
岐阜県可児市土田5561番地１　グッドウィルハウス203
債務者　高野　秀勝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２０号
岐阜県美濃加茂市加茂川町３丁目１番32号スカイハイツⅡ306
債務者　**饒**波　正之
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７１号
静岡県駿東郡清水町八幡58―７　サンモール101号、住民票上の住所静岡県下田市旧岡方村696番地の133
債務者　岡部　　薫
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１号
静岡県賀茂郡南伊豆町上小野127番地
債務者　土屋　芳男
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第１４８号
愛知県岡崎市西蔵前町１丁目６番地５
債務者　永田　邦浩
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
愛知県豊田市東山町５丁目1310番地６
債務者　河野　和昭
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
愛知県碧南市札木町３丁目94番地６
債務者　野口　和子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
三重県鈴鹿市西玉垣町1454番地の14
債務者　坂倉みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
三重県鈴鹿市三日市１丁目11番８号　ＨＫハイツＤ、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央５丁目１番地１　エクセレントプラザ８番館806
債務者　江川　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５号
三重県津市白塚町5317番地
債務者　本岡　京子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４号
三重県津市河芸町千里ヶ丘57番地２　Ｔ34―220、前住所三重県津市河芸町千里ケ丘79番地２
債務者　藤原真裕美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
営業所の所在地三重県桑名市多度町多度800番地６、住民票上の住所愛知県愛知郡長久手町蟹原210番地　ゴールデンビレッジＢ303
債務者　村上　俊彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６９号
三重県桑名市多度町柚井1290番地
債務者　服部　倫明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
三重県三重郡朝日町大字柿218番地１　レオパレス飛翔105号
債務者　紀太　　学
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
三重県四日市市伊倉１丁目３番36号
債務者　大柴　孝子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
三重県四日市市ときわ４丁目６番10号
債務者　坂　　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係